

《重要》 関税割当証明書の返納手続と提出書類等の管理・保管等について (関税割当公表第15 証明書の返納 等)

令和5年5月
経済産業省貿易経済協力局
貿易審査課

平素より、関税割当業務に御協力くださり御礼を申し上げます。

証明書の発給を受けた者は、関税割当証明書（以下「証明書」）が次の（１）～（３）のいずれかの事由に該当したときは、その事実の発生した日から1か月以内（有効期間を延長した証明書は、2024年度「年度枠」証明書受領日まで）に、証明書と提出書類を発給窓口に提出（返納）しなければなりません。

（１） 証明書の割当数量を全て使用した場合（残数が0になったときは最終通関日から）、

（２） 証明書を使用しないこととなった場合（使用見込みがなくなったときから）、

（３） 証明書の有効期間が満了した場合（有効期間が満了となった日から）

（関税割当公表 第15 証明書の返納（p.19～））

【注1】 未使用（未通関）の証明書も返納が必要です。

【注2】 残数量管理をNACCSに登録した場合には、必ず、NACCSを終了の上、同証明書原本の裏面に「NACCS登録終了」の記載等、「税関の割印」のある「関税割当証明書システム管理終了結果情報」原本の全ページを併せて提出してください。

過去に発給を受けた証明書の返納が済んでいない場合、年度枠・保留枠等の受付の申請要件を満たさず、受付できません（年度枠申請時においては、発給を受けた証明書が有効期間の延長中の場合には、申請を受け付けますが、延長中の証明書の返納が済んだ後に（新年度）証明書を発給します）。

（関税割当公表 第5 申請者の要件（p.6～））

お手数をお掛けしますが、速やかな返納手続を何卒よろしくお願ひします。

1. 証明書返納時の提出書類（一覧）： 皮革及び革靴

■2023年度証明書の提出（返納）書類等は、以下のとおりです。

詳細は、関税割当公表 第15 証明書の返納（p.19～）を御確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/download/2023/kw003_kouhyou2023.pdf

	提出書類（略称）	革靴	皮革3品
1	○証明書の原本	○提出	○提出
2	○関税割当返納確認書【公表様式第4】	○提出（2通）	○提出（2通）
3	○返納用『自ら輸入』申告書（実績者/新規者・革靴のみ）【公表様式第5】	○提出	（不要）
4	○初回通関の輸入許可通知書の写し	○提出 【注】初回分が無償の場合は、有償に至るまでの輸入許可通知書	○提出
5	○上記4の輸入通関した仕入書（インボイス）の写し	○提出 【注】初回分が無償の場合は、有償に至るまでの仕入書（インボイス）	（不要）
6	○返信用のレターパック・プラス（赤色）	○提出	○提出
注1	上記の4. 5. の書類は、2回目以降の輸入通関分の提出を求めることがありますので、全ての輸入通関分（証明書裏面の通関状況欄）について管理・保管をお願いします。		
注2	【革靴】必要に応じて提出を求めることがありますので、返納する証明書により輸入通関した全ての輸入通関の輸入許可通知書、割当物品に係る初回の仕入書（インボイス）の自己の名において輸入代金決済したT/T送金（外貨送金依頼書及び計算書の両方）等の書類の写しの管理・保管をお願いします。		

■再割当証明書の場合は、原則、上記の提出書類のうち、1, 2（2通）、4, 6のみ提出が必要です。

ただし、再割当証明書が、年間を通じての初回通関（分）の場合は、上記の提出書類のうち、1, 2（2通）、3, 4, 5, 6が必要です。

2. 提出書類等の管理・保管等について

■上記1. の関連事項ですが、輸入通関に使用した書類等については、法令上、管理・保管（保存）義務がありますので御留意をお願いします（5年間等）。

（関税割当公表）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/download/2023/kw003_kouhyou2023.pdf

（関税法第94条、関税法施行令第83条）

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imsukan/1117_jr.htm

関税割当公表第15 3及び4（同公表 p. 22～）

第15 証明書の返納

1 （略）

2 提出書類 （略）

3 提出書類の保存

上記2の書類及び上記2の書類（返却された返納確認書を含む）以外に本公表に基づき写しを提出した書類、また、上記2において管理・保管を求めている書類は、証明書を返納した日の翌日から5年間、当該書類の原本を保存しなければならない。

なお、同様の期間、上記2の輸入代金決済（TT送金、クレジットカード払い、信用状等）した書類原本と共に、預金口座通帳、帳簿類等（輸入取引に使用した発注書、契約書等を含む）の原本を保存しなければならない。

4 「返納確認書」に輸入許可通知書等の写しが添付（注）されていない輸入通関数量は、後年度の実績算定数量及び消化率の算出の際に、輸入通関数量の実績とみなさない。

（注）添付は、初回の通関分の輸入許可通知書等とするが、2回目以降の通関分の輸入許可通知書等の提出を求めることがあるので、全ての通関分（証明書裏面の通関状況欄）を出力等し、保存すること（上記3に同じく5年間保存すること）。

なお、提出できない場合には、輸入通関数量とはみなさず、後年度の割当数量が減少することがある。

上記2の書類及び上記2の書類（返却された返納確認書を含む）以外に本公表に基づき写しを提出した書類、また、上記2において管理・保管を求めている書類は、証明書を返納した日の翌日から5年間、当該書類の原本を保存しなければならない。

なお、同様の期間、上記2の輸入代金決済（TT送金、クレジット払い、信用状等）した書類原本と共に、預金口座通帳、帳簿類等（輸入取引に使用した発注書、契約書等を含む）の原本を保存しなければならない。

関税割当公表 第18 その他（同公表 p. 23～）

4 追加資料の提出

受付後の審査に当たって、この公表に定められた提出すべき書類以外の書類が必要となった場合には、経済産業省は、申請者に対して追加資料の提出及び説明を求めることがある。

8 事後審査

（1）経済産業省は、公正かつ公平な関税割当制度を維持するため、この公表の施行に必要な限度において、証明書の発給後、申請のあった案件及びその申請要件について事後審査を行う。
なお、事後審査にあたり、経済産業省は、申請者の同意又は協力の下、申請のあった案件に関連する書類、帳簿、その他データの提出及び説明を求め、更に必要があると認められる場合には、実地調査を行うことがある。

（2）経済産業省による事後審査により、本公表の定める要件に反することが判明した場合には、第11（証明書の無効、要件を満たさない者）に基づき必要な措置をとることがある。

（3）経済産業省の事後審査における申請者への照会等に対し、照会事項等が確認できない場合には、翌年度の申請に際し、申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがある。

詳細は、関税割当公表 第15 証明書の返納（p. 19～）等を御確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/download/2023/kw003_kouhyou2023.pdf

（以上）

【公表様式第 4】

2023 年度分関税割当返納確認書

(※) 2 通作成し提出してください。

年 月 日

申請者氏名 (名称)			
法人番号			
登記上住所又は 個人事業者の現住所			
実際の営業所住所 (上記住所のほかに 事業所がある場合)			
担当者氏名	電話番号	E-mail	

(足・㎡)

割当物品	革靴	牛染	牛他	羊・やぎ
証明書番号	割当数量 (A)	通関数量 (B)	残数量 (A) - (B)	非該当数量(注4) (B)の内数

- 注1 用紙の大きさは、A列4番とします。
- 2 この確認書は、各証明書(年度枠・保留枠・再割当)ごとに2通ずつ作成して下さい。
- 3 「割当数量」欄には、当初の割当数量を記載してください。変更があった場合には、当初の数量の下に、当初の数量から返納数量(返納数量が複数回ある場合はそれらの数量の和)を差し引いた数量をかつこ書きで記載して下さい。
- 4 「非該当数量」欄には、通関数量のうち、提出することができない輸入許可通知書等や自ら輸入によるものではない輸入許可通知書等があった場合には、その数量を記載してください。
(原則、提出は初回通関にかかる輸入許可通知書等のみですが、2回目以降の輸入許可通知書等についても提出を求めています。全ての通関分(証明書裏面の通関状況欄)を出力等し、保管してください)
「非該当数量」については、実績算定数量及び消化率算出の際に輸入通関数量とは、みなしませんので、後年度の割当数量が減少することがあります。予めご注意ください。
- 5 証明書の返納日は、右の受付印の日付となります。
- 6 審査の結果、数量に誤りが判明したときは、後日、訂正したものを提出していただくことがあります。
- 7 審査等の結果、皮革・革靴公表に規定する「自ら輸入」と認められない場合は、証明書を発給しないことがあります。また、発給した証明書を発給時遡って無効とする~~とがあり、証明書の返納を求めること等がありますので適正な使用をお願いします。~~

証明書返納受付印	返納集計
	返納管理簿

(添付書類) 提出前に申請者がチェック☑を入れて下さい。

- 皮革・革靴共通**： 関税割当証明書(原本：表裏面の全ページ) ※残数量管理をNACCSに登録した場合には、(NACCSを終了の上)同証明書原本の裏面に「NACCS登録終了」の記載等、「税関の割印」のある「関税割当証明書システム管理終了結果情報」原本の全ページを併せて提出すること。
- 皮革・革靴共通**： 輸入許可通知書(初回通関分。革靴については、初回の輸入通関が無償の場合には、初回通関分の輸入許可通知書及び最初の有償に至るまでの全ての輸入許可通知書。)
- 革靴のみ**：返納用『自ら輸入』申告書(実績者/新規者・革靴のみ)【公表様式第5】。また、年度における初回通関にかかる証明書の返納の場合は、同【公表様式第5】と添付書類(インボイス等)の提出も必要です。

【注1】ただし、2回目以降の輸入通関分の輸入許可通知書を提出いただく場合がありますので、全ての通関分(証明書裏面の通関状況欄)の輸入許可通知書を出力等し、保管してください。また、提出依頼があった際には、速やかな御提出をお願いします。

■輸入許可通知書 <https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/tsutatsu160331/N321.pdf>

【注2】輸入通関後にお手元に届いていない場合は、通関業者に依頼等し入手してください。

【注3】再割当証明書の場合は、原則、返納確認書2通及び初回通関分の輸入許可通知書のみ提出が必要です。ただし、年間を通じて、再割当証明書が初回通関(分)の場合は、輸入許可通知書、公表様式第5、インボイス各々の写しが必要です。

なお、必要に応じて、全通関分について提出を求める場合があります。

【公表様式第 5】

2023 年度証明書 返納用『自ら輸入』申告書（実績者/新規者・革靴のみ）

(※) 革靴（のみ）について、2023 年度の初回通関にあたる証明書の返納の場合、本様式【公表様式第 5】の提出が必要です。

1	申請者氏名 (名称)			
2	申請者住所			
3	担当者氏名	(電話番号) (E-mail)		
4	関税割当証明書番号	2023A第	号	割当数量 (足)
5	初回輸入通関に係る 輸入申告日・申告番号	申告日	年 月 日	申告番号
6	初回輸入通関に係る 輸入貨物の数量及び 申告価格 (CIF)	数量	(足)	
		申告価格	(円)	
7	初回輸入通関に係る 輸入貨物の送金日、送金 金額及び送金方法等	送金日	年 月 日	
		送金金額	(通貨 (US\$等の別))	(金額)
		送金方法	(TT、L/C等の別)	(金融機関名等)
8	初回輸入通関に係る 輸出者名及び住所	輸出者名		
		住所	(国名等)	
9	初回輸入通関に係る 輸入契約締結年月日	年 月 日		
10	初回輸入通関に係る輸入 契約相手方名及び住所	契約相手方名		
		住所	(国名等)	

上記の初回通関分をはじめ、革靴の関税割当証明書を使用した輸入通関の全ては、自己の営業のために「自ら輸入」したことに相違ないことを申告します。

また、申請受付後、申請のあった案件に関連する書類、帳簿、その他データの提出及び説明を求められた場合には、速やかにその求めに応じます。

年 月 日

会社名・商号等

(氏名のフリガナ)

個人事業者の氏名 ・ 法人の役職及び代表者氏名

(添付書類) 提出前に申請者がチェック☑を入れて下さい。

初回通関分のインボイス (初回の輸入通関が無償の場合には、初回の輸入通関が無償の場合には、初回通関分のインボイス及び最初の有償に至るまでの全ての輸入通関分のインボイス)

【公表様式第 4】に添付した証明書の初回の輸入許可通知書の輸入が無償の場合には、最初の有償となる輸入通関に至るまでの全ての輸入許可通知書。

※ 輸入代金決済したことを証する書類 (送金依頼書及び送金計算書の両方、送金関係を説明した補足書類) については、提出を省略しますが、必ず保管をお願いします。必要に応じて、全通関分について提出を求める場合がありますので、その際には速やかな提出をお願いします。インボイスについても、全通関分の提出を求める場合があります。